

《 うさぎる一む&こりする一むをご利用の方へ 》

感染症による『登所停止期間の基準』について

お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復を第一とし、また周囲のお子さんへの感染拡大防止のため、登所をご遠慮いただいております。

ご利用の際には、下記のような感染症の有無を事前にお知らせ頂きますよう、ご協力をお願いします。感染拡大しないよう最大の努力はさせていただきますが、たくさんのお友だちが同じ部屋で遊ぶ環境です。ご了承ください。

完治より2週間以内に“うさぎる一む&こりする一む”をご利用の場合

医師の診断および治療を受けられ病気が軽快し、他の子ども達への感染の恐れがなくなりましたら、『利用証明書』を記入して頂き、ご提出をお願いします。

なお、完治より2週間お休みいただければ、提出は必要ございません。

利用証明書が必要な疾患



「うつらない」
「うつさない」を
意識しましょう！

第2種	結核	第3種	手足口病
	百日咳		伝染症紅斑(リンゴ病)
	麻疹(はしか)		溶連菌感染症
	風疹(三日ばしか)		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		ロタウイルス ノロウイルス
	水痘(水ぼうそう)		
	プール熱(咽頭結膜熱)		
第3種	腸管出血性大腸菌感染 (O-157など)		RSウイルス感染症
	流行性角結膜炎 (はやり目)		マイコプラズマ肺炎
	急性出血性結膜炎 (アポロ熱)		ヘルパンギーナ
			単純ヘルペス
			突発性発疹
			頭シラミ

ご家族が感染した場合お休みして頂く疾患



結核	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) ロタウイルス ノロウイルス
百日咳	
麻疹(はしか)	
風疹(三日ばしか)	
※流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	
※水痘(水ぼうそう)	
プール熱(咽頭結膜熱)	
	★インフルエンザ
	※印は、本人が既往済で症状がなければ 登所して頂いて結構です。

利用証明書は
HPよりダウン
ロードできます

必要な処置を行えば利用証明書が不要な疾患

* 必要な処置についてはお問い合わせください。

★インフルエンザ	とびひ	水いぼ
----------	-----	-----

★インフルエンザについては、別途利用停止期間を設けております。詳しくはお問い合わせください。

- 上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じます。
- その他の疾患でも条件により利用証明書をご提出して頂く場合がございます。
- 流行、その他の条件によりお休みして頂く場合もございます。ご了承ください。

大切なお子さんを守る為に、ご理解とご協力をお願いいたします。